

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

静岡県

2 構造改革特別区域の名称

しずおか景観形成促進特区

3 構造改革特別区域の範囲

熱海市及び三島市の区域の一部

4 構造改革特別区域の特性

(1) 区域選定の経緯

- ・静岡県では、屋外広告物法に基づく簡易除却事務を県内全市に移譲済みであり、構造改革特別区域法第18条に基づく簡易除却事務に関しても、同様の対応が必要との判断から、情報提供に努めてきた。
- ・今回、各市の意向を確認したところ、以下の2市において緊急に対応することが必要と判断されたことから、申請に至ったものである。
- ・なお、本特例措置は平成16年度中に全国展開されることが予定されているが、両市においては、後述のとおり環境保全活動に関する行政、住民、企業等の協力体制が整っており、簡易除却に関しても同様の取組みが期待できる環境にある。

(2) 熱海市の区域の一部について

- ・当該区域は、都市計画法上の風致地区であり、全体で5,174haが指定されている。
- ・熱海市が自然景観保持のために、県条例に基づく建築規制等による景観保全に取り組んできた区域である。
- ・近年、国道135号沿線などの違法広告物対策が課題となっている。
- ・同市は、都市景観の創出を「熱海らしい景観の創出、市街地の景観形成、自然との調和」と定めている。
- ・目標実現のため、各種の環境美化活動に、行政と市民が一体となって取り組んでおり、景観保全に関しても、同様の取組みが期待できる区域である。

(3) 三島市の区域の一部について

- ・当該区域は、住居専用地域、商業地域などを始めとする、都市計画法上の用途地域であり、全体で1,367haが指定されている。
- ・富士山などの眺望、湧水やせせらぎ、三嶋大社等の歴史的施設など、優れた自然的・歴史的景観に恵まれた地域であるが、近年、商業地域を中心として違反広告物による景観阻害が問題となっている。
- ・三島市は、環境基本条例、都市景観条例（いずれも平成12年）を定めるなど、市の理念として環境先進都市の実現を掲げており、行政・事業者・市民の協働による様々な環境施策に取り組んでいる。

- ・違反広告物対策についても積極的に取り組んでおり、3者の協働による効果的な取組みが期待できる区域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 熱海市の区域の一部

当該区域において、違反屋外広告物の簡易除却要件が緩和され、その対象物件が拡大されることにより、観光地としての良好な自然景観の形成が促進されるとともに、地域住民の景観保全に対する意識向上を図ることができ、行政と住民との一致した取組みにより、国際観光温泉文化都市の建設に大きく貢献するものである。

(2) 三島市の区域の一部

当該区域において、違反屋外広告物の簡易除却要件が緩和され、その対象物件が拡大されることにより、都市部の公園、緑地、せせらぎ等を核とした良好な都市景観の形成が促進されるとともに、行政、事業者、市民の協働により環境の保全と創造を進めていく取組みの一層の加速が期待できるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 良好な都市景観、自然景観の阻害要因である、のぼり旗等の違反屋外広告物の簡易除却を迅速に進めることにより、地元住民、市外・県外からの観光客等からみた美観・風致の維持増進を図るとともに、市民が主体となった積極的な景観形成の取組みにつなげ、今後の両市における景観形成施策推進の原動力としていく。
- (2) 当該区域において、違反屋外広告物が減少し、良好な都市景観、自然景観の維持増進が図られれば、これを優良モデルとして、県内他市における違反広告物取締まり、景観形成への取組み意欲を刺激するとともに、両地区の手法を参考とした具体的な活動促進が期待できるので、県下全域での屋外広告物施策推進につなげていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 違反屋外広告物の減少効果

当該構造改革特別区域において、次のとおり違反屋外広告物の減少が見込まれる。

熱海市		現在	半年後	3年後
違反広告物総数		800	500	300
内訳	(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	300	100	50
	(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	200	100	50
	その他	300	300	200

三島市		現在	半年後	3年後
違反広告物総数		1,000	500	300
内訳	(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	500	100	50
	(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	200	100	50
	その他	300	300	200

(2) 地域における景観保全に対する意識の高揚

- ・違反屋外広告物を減少させ、良好な景観形成を促進していく取組みが実際の効果を上げていくためには、地域住民の景観形成に対する高い意識と協力姿勢が欠かせないものといえることができる。
- ・静岡県では、このような考え方にに基づき、より住民に近い立場から屋外広告物行政を推進するため、平成15年度からは中核市を除く県内全市に対して条例に基づく許可、違反指導などの権限を移譲したところである。
- ・今回の構造改革特別区域においては、すでに住民の景観保全に対する取組みが開始されていることから、地元市の簡易除却への取組み(P R活動及び違反パトロール)が、さらに住民の視野と活動範囲を広げ、将来的にはむしろ行政をリードするような取組みの発展が期待できる。

8 特定事業の名称

1209 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・屋外広告物法第7条第3項又は第4項に基づく簡易除却事務(はり紙及び従来型のはり札、立看板の除却)
- ・きれいな街づくり推進事業(熱海市)
毎年5月30日～6月5日を中心とした清掃キャンペーン
- ・全市一斉清掃デー推進事業(熱海市)
毎月第一日曜日を全市一斉清掃デーに定め、指定ごみ袋の配布等市民総ぐるみの清掃活動を応援し、市議会議員、市職員を中心に、全市一斉清掃デーと合わせ、クリーン作戦を実施。
- ・空き缶散乱防止推進事業(熱海市)
春と秋の各強調月間に、花の種やティッシュペーパー・指定ごみ袋を観光客等に配布し、空き缶の散乱防止を呼びかけ
- ・街中がせせらぎ事業(三島市)
商工会議所やまちづくり団体が中心となって、アメニティ要素を回遊ルートで結び、「ほっとできる快適な空間づくり」を行うといった基本構想を作成。これを土台として、市民レベルの意見交換やワークショップで企画された。市が実現に向け調整した計画を、市民・企業・まちづくり団体・行政が役割分担し、お互いに確認しあって協働(コラボレーション)で実現へ向っている。ハード事業としては、河川親水空間、鎌倉古道の整備などを実施している。
- ・市民環境大学事業(三島市)
環境ボランティアとして参加し、地域で「エコリーダー」として活躍する人材を

育成する。

- ・ グラウンドワーク事業（三島市）

NPOグラウンドワーク三島(18の市民団体による組織)とのパートナーシップにより、「水の都・三島」の水辺環境の再生と改善を目的として、川の再生、絶滅種の復活、ホタルの里や学校ビオトープなど20数箇所の具体的実践活動を展開している。(日本のグラウンドワーク発祥地)

- ・ 都市景観重点整備地区の指定(予定)

三島市都市景観条例に基づき、都市景観重点整備地区を指定する。現在は源兵衛川沿線の一部地域の指定に向け、地元地権者と協議会を設立して話し合いを進めている。重点整備地区では景観を形成する家屋、生垣、護岸などについて整備方針・地区基準を定め、都市景観の形成を図る。

- ・ 眺望地点の指定

三島市都市景観条例に基づき、三島市内から富士山・駿河湾といった三島市特有の景観を眺望できる地点を、眺望地点として指定する。現在5箇所を指定しており、今後表示板の整備を行う。また、さらに眺望地点を追加していく予定。

【美観風致を維持するために特に必要があると認められる根拠（個別詳細）】

1 良好な自然景観の形成を促進すべき地区（熱海市の区域の一部）

- ・ 周辺の富士箱根伊豆国立公園などの豊かな自然環境等に恵まれ、観光地として発展してきたが、地域間競争が厳しさを増す中、観光入り込み数の減少が課題となっている。
- ・ 地元市は、将来へ向けたイメージアップ戦略の一環として、屋外広告物を始めとした景観保全活動、環境美化活動に市民とともに積極的に取り組んでいるが、現時点で簡易除却ができないのぼり旗等の違反広告物対策に頭を悩ませている。
- ・ これらの違反広告物は特に、伊豆半島へのメインアクセス道路の一つである国道135号沿線において、県外業者等がゲリラ的に掲出することが多い。これらは美観風致を損ねるとともに、道路の見通し不良、信号機や道路標識等の視認障害物となっており、交通安全上の問題も生じている。
- ・ したがって、これらの違反広告物を発見次第除却することにより、美観風致の維持、市民や観光客の安全の保持、ひいては観光振興につなげていく必要が特に高い区域と認められる。

2 良好な都市景観の形成を促進すべき地区（三島市の区域の一部）

- ・ 当該区域は、富士山などの眺望、湧水やせせらぎ、三嶋大社等の歴史的施設など、優れた自然的・歴史的景観に恵まれて発展してきた地域である。
- ・ 地元市では、市の理念として環境先進都市の実現を掲げており、行政・事業者・市民の協働による様々な景観保全施策に取り組んでいることから、違反広告物の除却に必要な推進体制が整っている地区と認められる。
- ・ 近年、市内の住居系地域、商業系地域を中心に違法なのぼり旗等の掲出が景観を損ねるものとして住民からも問題視される状況となっている。
- ・ したがって、これらを行政が市民との協働により除却し、都市景観の維持増進を図るとともに、環境に対する市民意識の一層の向上を図っていく必要が特に高い区域と認められる。